

2024年4月26日

## 国土交通省四国地方整備局と災害時における応急対策 及びその支援活動の実施に関する協定を締結

当協会（会長 森永教夫）は、国土交通省四国地方整備局と「災害時における圧入機による応急対策業務の情報提供等支援に関する協定書」を3月29日に締結しました。

本協定は、四国地方において、地震、津波又は風水害等により災害が発生、またはその恐れがある場合に、四国地方整備局が実施する応急対策に必要な情報提供等を当協会が支援することにより、被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的としています。

当協会では、災害復旧に関する支援協定の締結は、高知県、中部地方整備局、中国地方整備局に続き4例目となりました。今後も地域社会へのさらなる貢献を目指し、圧入施工技能の向上と圧入工法の普及を促進してまいります。

### ■本協定の業務対象

- (1) 四国地方整備局が管理または工事を実施している所管施設に関するもの
- (2) 四国内の地方公共団体等が管理または工事を実施している施設に関するもの
- (3) そのほか四国地方整備局が要請する国内における大規模災害発生箇所に関するもの

### ■本協定の実施内容

- (1) 資機材等（油圧式杭圧入引抜機及びオペレーター等）の確保状況の情報提供等
- (2) 被災施設への応急対策検討等
- (3) 連絡システムの維持など

本件に関するお問い合わせ先 担当：伊東 E-mail：jpa@atsunyu.or.jp